

招集期日 平成23年6月16日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 6月16日(木曜日)午前 9時32分

閉 会 6月16日(木曜日)午前10時24分

出席委員	委員長	金澤秀信	副委員長	横田淳一
	委員	石田芳夫	委員	関谷真奈美
	委員	塩屋和雄	委員	駒井勲
	委員	友山信夫		

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 建設部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時32分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、一般議案7件、補正予算1件の計8件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、議案第41号から第47号までの一般議案の審査、議案第50号の補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

午前 9時35分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第41号 市道路線の認定について

委員長 初めに、議案第41号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 おはようございます。それでは、議案第41号 市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

初めに、市道A727号線につきましては、市営住宅真土団地の外周道路を市道として認定するものであります。

次に、市道A728号線につきましては、同じく市営住宅真土団地の外周道路、今お手元の資料の一番最後の公図写しのところを見ていただきたいのですが、その豊岡2丁目129-27、その筆と有限会社仙波が都市計画法に基づき築造し、帰属された道路、地番で言いますと豊岡2丁目の133-2が、この2つが公道間を通り抜けていますので、1路線として市道認定するものでございます。

これらの路線につきましては、市営住宅担当部署のほうで市営住宅用地の財産使用状況に関して確認した結果、現況が一般の交通の用に供されていて、地目も公衆用道路として登記されていまして、ここで道路管理担当部署のほうへ移管し、市道として認定したほうが、より適切な管理ができるものと判断したものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員 路線の認定、廃止の一般論としてお聞きしたいのですけれども、今の説明の中でも通り抜けだとか、地目のこととか、何点かありましたけれども、いろいろなそういったチェックする要件というのはあると思うのですけれども、そういったものは一つの市道の基準としてまとめたものというものはあるのですか。

道路管理課長 要綱なりガイドラインなり、そういったもので文書にまとめているものはございません。ただし、市道の寄附に関するものに関しましては、いわゆる公道間を抜けていることだとか、地目については変更しなさいよだとか、所有権がされているものだとか、そういったものがございます。それに準じて、例えば開発のほうで帰属されてくる道路、それについても同じことが言えるかと思えます。

塩屋委員 今の説明の中でそういう何点か、だから結局あるということですよ。そうではなければ、実務的にチェックするのにも、この点はどうかというチェックできないですから。その項目というのは、議会、この委員会なりに、こんな点でチェックしているのですよという一般基準というのは出されたことあるのですか。

道路管理課長 今までそういったことはご指摘されていませので、出したことはございません。

塩屋委員 議員のほうでこういったものを配られたときに、これ直接関係者あるいは地権者からいろいろな地元の人から相談受けたりすることもあると思うのです、事前にも含めて。そのときに、何と何が基準かというのは概略知っていたほうがこういったものを審査する上でもプラ

スになると思うので、できればそういった資料をこの委員会で、後ほど結構ですから、配付してもらえばありがたいなと思うのですが。

委員長 これについて、道路管理課、資料提出は出せますか。

道路管理課長 きょう出せというと、ちょっと厳しいかと思うのですが、二、三日いただければ、おつくりいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

塩屋委員 はい、結構です。よろしくお願いします。

委員長 では、そういうことですので、資料の提出を後日、当委員会の各委員に配付をお願いいたします。

横田委員 このような市営住宅を含めて市の持っている道路で、ほかにもこのように市道に認定するような場所というのはほかにあるのでしょうか。

道路管理課長 この件につきましては、今営繕課長が来ておりますので、営繕課長のほうから答えさせてよろしいでしょうか。

委員長 はい、結構です。

営繕課長 市有地の中で公営住宅用地に限ってのご答弁とさせていただきたいのですが、現在霞台団地というのが市民会館の西側にございます。その南側に通路が1本、これは建設当時から必要な通路だったもの……

〔(霞川の……) という人あり〕

営繕課長 霞台団地。そこの通路については、扇台の区画整理事業地内でございますので、その辺の進捗状況と合わせて移管をして、市道認定をお願いしたいと考えている。今は通路になっております。それ以外については、市営住宅用地で市道認定をお願いするようなものはございません。

以上です。

委員長 では、それがそのうち整理されてきたら認定になるかもしれないというふうに理解しました。答弁は結構です。

ほかにありますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第41号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第42号 市道路線の廃止について

議案第43号 市道路線の認定について

議案第44号 市道路線の廃止について

議案第45号 市道路線の認定について

委員長　次に、議案第42号 市道路線の廃止について、議案第43号 市道路線の認定について、議案第44号 市道路線の廃止について、議案第45号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長　それでは、議案第42号の市道路線の廃止、議案第43号 市道路線の認定、それから議案第44号の市道路線の廃止、議案第45号の市道路線の認定については関連がございますので、4つを一括して提案の理由を申し上げます。

この4つの議案につきましては、平成21年の第3回の定例会におきまして議決をいただきました市道B62号線を県道まで認定し、延長したいというのが趣旨でございます。

初めに、議案第42号で廃止をいたします市道B62号線につきましては、増田氏からの寄附並びに有限会社サクライとの交換申請に伴いまして、起点及び終点が変更になることから、一たん廃止をし、議案第43号で県道まで延長し、再認定するものでございます。

次に、議案第44号で廃止します市道B63号線につきましては、有限会社サクライから市道B63号線の一部と議案第43号で再認定します市道B62号線の一部の交換申請に伴い、終点が変わることから、一たん廃止をし、議案第45号として、交換部分を除き、再認定するものでございます。

そして、この議案に関しましては大変わかりづらいかと思っておりますので、事前にお手元のほうにお配りしていますカラー刷りの、これでございます。これをもとにさらに説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、この図面の土地交換図の赤色の部分、下のほうにあります。この部分、橋でございます。これを昌蜂橋と言っておりますが、この昌蜂橋につきまして増田氏と有限会社サクライとの共有のものになっております。この橋につきまして、連名で寄附の申し込みがあり、市が22年度、昨年度になります。橋の点検調査を行った結果、やはりお手元にお配りしております今度A3判のこの紙です。これの3ページ目、一番最後の3ページ目の上か

ら3つ目、ナンバー35のところに個人橋、昌蜂橋とございます。昌蜂橋のそのところをずっと右のほうへ追っていきますと、一番右のほうに総合評価指標というのがございますが、これを見ますと、耐荷性が99、災害抵抗性90、走行安全性が90というようなどおり、いわゆる表の右の上に60点以上は健全であるということがございますので、そういう意味で健全な橋ということになりまして、すぐに修繕等の必要はないと判断をいたしましたので、寄附を受けたものでございます。

次に、土地のほうになります。またこちらのカラー刷りのほうへ戻っていただきたいと思えます。土地のほうになります。橋から県道までの、大変ちょっと見づらくて、細長くて恐縮なのですが、オレンジ色の部分でございます。オレンジ色の土地、地番で申し上げますと小谷田3丁目1095-19になります。この土地が増田氏から寄附の申し込みがあり、また県道と橋の間の青色の部分の土地、地番で申し上げますと小谷田3丁目1095-13、14、16、この3筆が有限会社サクライから市道B63号線の一部、この交換図の北側のほうに今度濃い青色があると思うのですが、この青色になっている部分、地番で申し上げますと小谷田3丁目の1143-15との交換申請がございました。

したがって、橋の寄附並びに土地の寄附または交換により、橋から県道までの用地等が市の所有となることから、橋の手前までだった市道B62号線を一たん廃止をしまして、県道まで延長して再認定するものでございます。また、市道B63号線の廃止、再認定は、先ほど申し上げさせていただきましたように、有限会社サクライからの交換申請に伴い、転用させていただきますものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員 43号の認定についてですけれども、幅員を見ると3.73から6.02になっているのですが、3.73という数字がちょっと4とかいう数字と比べてどういう意味合いがあるのかなと思うのですが。一般的な幅員。3.73というのはちょっと珍しいのではないですか。4メートル以下というのは。

道路管理課長 まず、場所、ちょっと質疑からそれですけれども、3.73というのは一体どこかということなのですが、これ今の議案第43号の一番後ろの公図写しをちょっと見てください。公図写しの一番終点のところになります。国道299号バイパスの、書いてあります国道299号バイパス、その真下なのですが、高架下に今言いました市道B62号線の終点の部分、ここが3.73なのです。それで、これ公図上の読みでございます。実際現場のほうは5.6メートルあります。広いのです。では、その部分一体何かというと、それは国道299号

の敷地なのです。それがいわゆるセットバックされていて、現況は非常に広がっております。ただ、そこの管理は県のほうでしておりますので、そんなようなことでございます。

横田委員 ちょっと1点だけお聞きしたいのですけれども、土地を寄附する有限会社サクライと増田さん、2件だと思うのですけれども、この関係みたいの何かあるのですか。何かやっていると、増田さんがサクライとの関係、そういうのは。

道路管理課長 直接増田さんとサクライさんとは親戚関係でもないですし、赤の他人でございます。今のカラー刷りの水色の部分、ここがサクライさんの土地になるのですけれども、たしかこの土地も昔、昔といっても随分大昔になりますけれども、これ増田さんのほうでお持ちになっていた土地をお売りになって、サクライさんの前が杉山チエンさんに売って、その後今度サクライさんがお買い求めになったと、要するに何回か所有権が変わっているかと思うのですが、そういう意味で直接、ですから増田さんとサクライさんというのは直接お買い求めになった関係ではないというふうな感じですよ。

駒井委員 昌蜂橋で、点検のコメントの欄で床版に2方向ひび割れがあるとあるのですけれども、これは橋の内容にはさほど問題ない内容なのですか。

道路管理課長 その表の中ほどに、中ほどというのですか、上部工、コンクリート部材というのが上のほうにございまして、その中に床版ひび割れということでa、b、cという評定がされているかと思えます。それで、これはaから、a、b、c、d、eという評価がされまして、いわゆるひび割れの大きさ、それからその長さ等で評点をつけているのですが、これは1つの橋、今回この橋につきましては、けたというものが7本縦方向にございます。縦方向にあるものに対して、ある程度のスパンで要するにメッシュを切って、そのメッシュのところを観測していくわけですよ。そこの段階で、いわゆるひび割れがあるか、さびがあるか、そういうのを点検していくのですが、今回そのところに対して2方向ということは、こっち方向とこっち方向にひび割れが来ているよということを示しています。要するに格子で来ているということで、ただその度合いというものがcということで、これちょっと読みますが、一番ひどいものがcということがあるのですが、0.2ミリ程度の格子状のひび割れが発生している状態をcということなのだそう。cというのは、それほど重大な橋に影響を及ぼす要素ではないということで、一応これは点検結果のコメントとして、そういったことが見られたよということを書いてあるということでございます。ですから、橋としては安全でございます、今の段階では。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第42号 市道路線の廃止について、議案第43号 市道路線の認定について、議案第44号 市道路線の廃止について、議案第45号 市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時08分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第46号 市道路線の廃止について

委員長 次に、議案第46号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第46号 市道路線の廃止について、提案の理由を申し上げます。

市道C1080号線につきましては、隣接の土地開発者であります関東名鉄急配株式会社からの払い下げ申請に伴い、廃止したいものでございます。

路線の起点、終点につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 払い下げの単価というのはどのくらいになるのですか、この地域で。

道路管理課長 大変申しわけないのですが、そちらについては総務部のほうでやっておりますので、手前どもは一切そこについては関与していないというか、存じ上げておりません。

石田委員 今回廃止する先や何かは、前の議会で出てきてありますよね。この路線、多分。だから、そういった点で前のときのもいいのですけれども、わかりませんか。

委員長 もう一度ちょっとわかりやすく。

石田委員 今回廃止する先、これはもう、前の議会だか、その前の議会だかわかりませんが、いずれにしても以前に議会で廃止の案件は出てきていますので、当時のでも結構ですから、単価的にはそんなに変わっていないかと思しますので、その単価わかりませんか。

委員長 46号ですか。石田委員、済みません。47号……

石田委員 1080の、そうですね。46号。

〔何事か言う人あり〕

委員長 前回の議案出たのは47号のほうの西多摩運送さんだったと思うのですけれども、よろしいですか。

石田委員 では、わかりました。

委員長 では、後ほどお願いいたします。
ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第46号 市道路線の廃止についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第47号 市道路線の廃止について

委員長 次に、議案第47号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、議案第47号 市道路線の廃止について、提案の理由を申し上げます。

この議案は、平成21年の第2回の定例会で一部廃止及び再認定の議決をいただきました市道C1108号線につきまして、隣接の土地所有者であります西多摩運送株式会社から払い下げ申請があり、今回は全部を廃止したいものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 いずれにしろ、前回21年の第1回ですか、そのときに一応これ廃止して、そのときに当然それも払い下げしているわけですね。払い下げる場合にその単価と同時に、地目は雑種地のままで払い下げる形になるのですか。どういう形でしょうか。

道路管理課長 単価につきましては、手前どもで把握しておりませんので、もしお時間がいただければ、総務部のほうに聞いてきてまいりますけれども、それとあと地目につきましては、これ公衆用道路でございます。

石田委員 いずれにしろ、公衆用道路で払い下げて、その後、地目変更当然されていくことになると思うのです。それで、その結果、雑種地みたいな形になるのか。単価わからなかったら、これ後からで結構ですから、終わってからでも結構ですから。そんなに面積も小さいから、そんなに単価もいかないと思いますので。

道路管理課長 単価のほうはそういうことということで。地目のほうなのですが、その地目につきましては、その方にお譲りをするわけですので、その地目をどういう形にするかというのは手前どもでそこまで関与していないのかと思います。これも大変逃げるようで申しわけない。総務部のほうの管轄になってしまうのですが、多分的に登記所のほうでそのところ公衆用道路のままというわけにいかないと思いますので、多分何かしらの、ここでいうならトラックヤードにするなら宅地になるのか雑種地になるのかわかりませんが、その手の類の地目に変更されるのではなかろうかと思いますが。

塩屋委員 今の地目の関係だけれども、そのままというわけにいかないと言ったけれども、あくまで後の土地利用がどういう形かによって地目が現地主義でいくわけだから、それによって宅地になるのか、雑種地になるのかだから、そこまでは全然次の段階の問題ではない、農地とかあれば、農地申請ということで関係者が連名でやる場合もあるわけだから、あるけれども、一般論としては公衆用道路だから、全くタッチしないということでもいいのでしょうかね、考え方として。

道路管理課長 今塩屋委員さんがおっしゃるとおりで、今ここはトラックヤードでございますので、そういったもので登記所のほうの判断で最終的には地目というのは決定されるのかなと思います。

塩屋委員 登記所は、自分のほうで地目を変えたりしないのよ。申請主義だから。だから、本人がトラックヤードにするから、雑種地にしてくださいという申請をすれば、初めて登記所は、ではいいよと、だめよとかいうことで、と思うのですが。

道路管理課長 済みません。言葉が足りませんでした。そうです。申請人、申請者がそこに希望する地目を書いて、それを登記所のほうが認めるかということですよ。それを現地で調査をして、認めるということになります。あくまでも申請は申請人本人でございませぬ。地目についての何にしたいかということにつきまして。

委員長 1つちょっと申し上げますけれども、今ちょっと石田委員の聞いた趣旨が種目の雑種地とか宅地とかということではなくて、どのような計画として使われる、払い下げた後どのように使われるのかを市として何にも知りませぬよ、あと勝手にどうぞというような無責任な態度でいいのですかというような意味と私は受け取りましたので、どのような利用計画があるかを事前にしっかりと把握した上で、公序良俗に反しない意味で払い下げるといふふうに、しっかりと市として把握していただきたいと思っておりますので、もう一度石田委員に対して今のご答弁、再答弁お願いいたします。

建設部長 市が払い下げるわけでございますので、当然その利用形態はしっかりと把握をした時点で払い下げをするというのが基本だと思っておりますので、そのようにさせていただきます。

それと、地目については、自分がどう使おうというよりは、逆に申し上げますと、課税のほうでいけば、どういうふうな使われ方をしているかによって、地目も台帳地目ではなくて課税地目というような判断もされますので、例えば山林として登記をしてあっても、利用形態が当然雑種地のように駐車場だとか、そういうものに利用されていけば雑種地としての扱いになりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

石田委員 実際にこれを払い下げるときに、当然理由があるわけですよ。廃止して、払い下げてもらいたいという、そのときに当然トラックターミナルだったら宅地なら宅地として利用したいからというのは当然ある、だからそういう方向に進むのではないかと。あと、登記の関係で地目の変更とかいう問題は、それはそのとおりだと思いますけれども、ただ課税は当然現況が変わるわけですから、それにおいて宅地だったら宅地として課税がされていくのだろうというふうに解釈してよろしいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

道路管理課長 もとよりこの土地、道路につきまして、西多摩運送さんのほうから払い下げの申請書が出ています。その中の理由書としまして、ざっくりと読ませていただきますが、その今、今回のところを払い下げてもらいたいということによって、いわゆる配送センター内の一体利用ができる土地の有効活用が図れるため、道路の売り払い申請をしましたということで、今回の議案第47号の一番後ろのページ、公図写しのところをちょっと見ていただきたいのですが、公図写しの市道C1108号線、その上の692-3、それから692-1、692-1と692-3、この2筆につきまして西多摩運送さんのほうで地主さんから買収ができるということに伴って、この道路もあわせて買収させてもらうことによって、そのところにトラックが軌道を

描くというのでしょうか、そういったことでの利用をしたいという申し出がございました。
ということでございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第47号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。

執行部より先ほど石田委員の質疑に対し、答弁があるとのことですので、答弁をお願いいたします。

建設部次長 先ほどのC1108の前回払い下げをさせていただきました単価ですけれども、平方メートル当たり6,000円ということでございます。1平方メートル当たり6,000円。多分で申し上げて申しわけないのですけれども、鑑定評価に基づいて払い下げをしているということでございます。

以上でございます。

委員長 では、わかりました。よろしいですか、石田委員。

石田委員 はい。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のもの

委員長 次に、補正予算1件について審査を行います。

議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部長 議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち建設部所管のものについて、補正予算説明書により、概要を説明をいたします。

説明書11ページ、12ページをお開きください。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、大事業、市営住宅管理運営事業の123万円の増額は、東日本大震災で被災され、避難されてくる方々に対して市営住宅5戸を提供するに当たり、給湯設備設置工事等を実施した費用を補正させていただいたものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前10時24分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信